

「保育を必要とする事由」とは



保育園・認定こども園（保育部分）は、保護者が働いている、病気にかかっている等の理由で、家庭で児童を保育できない（保育を必要とする）場合に、保護者に代わって保育を行います。

保育を必要とする場合とは、保護者全員が、右記の事由いずれかに該当することにより、家庭で児童の保育ができない場合を言います。

「保育を必要とする事由」の一覧

- ① 就労（1ヶ月あたり64時間以上）
- ② 妊娠・出産
- ③ 保護者の疾病・障がい
- ④ 同居または長期入院などを行っている親族の介護・看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動（起業準備を含む）
- ⑦ 就学（職業訓練校などにおける職業訓練を含む）
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ 育児休業取得中に、すでに保育施設を利用している子どもがいて継続利用が必要
- ⑩ その他、上記の事由に類する状態として認められる場合

保育園とは



保育を必要とする乳幼児を、日々保護者に代わって保育することを目的とする施設で、児童福祉法に基づく「児童福祉施設」の一つです。（保育所保育指針に基づき、養護と教育を一体的に提供します。）

※入園には、保育を必要とする事由（上記参照）に該当することが要件となります。「集団生活を体験させたい」「幼児教育の場として利用したい」という理由では利用できません。

認定こども園とは



教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育園の両方の良さを合わせ持つところです。保護者の就労の有無に関わらず利用することができ、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できることが大きな特徴です。

また、認定こども園には子育て支援の場が用意されており、園に通っていない子どものご家庭も、子育て相談や親子の交流の場への参加などで利用することができます。（14条：子育て支援センター・子育て広場項目参照）

※認定こども園の教育部分は、保育を必要とする事由に該当しない場合でも満3歳以上であれば利用可能ですが、保育部分については、保育園と同様に保育を必要とする事由（上記参照）に該当することが要件となります。